

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和6年3月

港区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づき実施した令和5年度財政援助団体等監査の結果を、同法同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

令和6年3月27日

港区監査委員

徳重寛之

同

高橋元彰

同

有賀謙二

同

二島豊司

《目 次》

第 1	監査の概要	1
1	監査実施期間	1
2	監査対象団体等	1
3	監査対象範囲	1
4	監査実施団体及び監査の方法	1
5	監査の主な観点	3
第 2	監査の結果	4

第1 監査の概要

1 監査実施期間

令和5年10月10日から令和6年1月31日まで

2 監査対象団体等

- (1) 区が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を与えている団体
- (2) 区が資本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人
- (3) 区が公の施設の管理を行わせている団体
- (4) 上記（1）から（3）の団体等を所管する部局

3 監査対象範囲

令和4年度の事業を対象に実施した。

4 監査実施団体及び監査の方法

(1) 実地監査を行った団体

監査実施団体等一覧表のNo.1から10までの団体を対象に、財政援助等に係る出納その他の事務の執行が、交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実地監査を行った。

なお、監査実施団体等一覧表のNo.1から10までの団体については、税理士に会計書類調査を委託し、その結果を参考とした。

(2) 書面監査を行った団体

監査実施団体等一覧表のNo.11から15までの団体を対象に、財政援助等に係る事務が適正に行われているかどうかについて所管部局に対して書面監査を行った。

《監査実施団体等一覧表》

No.	団体名称	補助金等の名称	補助金等の額 (単位：円)
1	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部東京都済生会	南麻布高齢者在宅サービスセンター管理運営	30,459,353
		南麻布地域包括支援センター管理運営	52,080,203
		特別養護老人ホーム港南の郷管理運営	148,411,688
		高齢者在宅サービスセンター港南の郷管理運営	17,157,768
		地域包括支援センター港南の郷管理運営	57,228,000
		ケアハウス港南の郷管理運営	121,676,312
2	社会福祉法人 奉優会	高輪地区港区立いきいきプラザ管理運営 (4館)	302,009,565
3	一般財団法人 本所賀川記念館	高輪子ども中高生プラザ管理運営	163,685,775
4	セントラルスポーツ・東急コミュニティ共同事業体	麻布地区港区立いきいきプラザ管理運営 (5館)	519,593,709
5	医療法人財団 百葉の会	芝高齢者在宅サービスセンター管理運営	77,970,184
		台場高齢者在宅サービスセンター管理運営	95,645,840
		虎ノ門高齢者在宅サービスセンター管理運営	45,858,503
		芝地域包括支援センター管理運営	48,397,591

6	港区エコみらいプロジェクト	エコプラザ管理運営	74,202,276
7	アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ	本芝公園等管理運営（18園）	167,684,938
		狸穴公園等管理運営（23園）	161,072,000
8	公益財団法人 児童育成協会	麻布子ども中高生プラザ管理運営	126,728,367
9	港区葬祭業組合	区民斎場やすらぎ会館管理運営	32,121,521
10	伝統文化交流館運営共同事業体	伝統文化交流館管理運営	78,802,754
11	一般財団法人 港区国際交流協会補助金	港区国際交流協会補助金	9,251,000
12	公益社団法人 港区シルバー人材センター	シルバー人材センター補助金	94,576,000
13	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	みなと子育て応援プラザ事業補助金	77,822,000
14	一般社団法人 港区観光協会	港区観光協会補助金	35,272,043
15	株式会社 フジエクスプレス	港区コミュニティバス事業補助金	438,450,000

5 監査の主な観点

(1) 補助金等交付団体

ア 所管部局

(ア) 補助金等の算定額、交付方法、時期、手続き等は適正か。

(イ) 補助金等の効果及び条件の履行確認は、実績報告等によりなされているか。

(ウ) 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

イ 団体

- (ア) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求は適時に行われているか。
 - (イ) 事業は、計画並びに交付条件に従って実施されているか。
 - (ウ) 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。
- (2) 出資団体
- ア 所管部局
 - 団体の経営成績及び財政状態が十分に把握され、適切な指導・監督が行われているか。
 - イ 団体
 - (ア) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
 - (イ) 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。
 - (ウ) 経営成績及び財政状態は健全か。
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体
- ア 所管部局
 - (ア) 管理運営に関する基本協定、年次協定は、適正に行われているか。
 - (イ) 委託料算定及び委託料支出の方法、時期、手続き等は、適正か。
 - (ウ) 指定管理業務の履行の確認は、清算報告書又は実績報告書によりなされているか。
 - (エ) 指定管理者への指導監督は、適時かつ適切に行われているか。
 - イ 団体
 - (ア) 基本協定、年次協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - (イ) 指定管理業務に係る収支の会計経理は適正か。
 - (ウ) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

第2 監査の結果

1 アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ

【所管部局：芝地区総合支所】

区は、アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループに対して本芝公園等管理運営に係る指定管理料として167,684,938円を支出した。

(1) 適切な予算流用協議について《指摘事項》

南桜公園の防犯カメラ修繕工事に当たり、修繕費の予算が不足すると

して令和5年2月13日付けで指定管理者が区に予算流用を協議し、令和5年2月14日付けで区は承諾したが、指定管理者は区への協議日より前の令和5年1月31日に工事を発注していた。

予算が不足している状況において、予算流用の協議日前に工事を発注することはできない。

所管課は、予算流用の協議に係る事務処理が適切に行われるよう、指定管理者を指導すべきである。

(2) 適切な指定管理料の執行について《指摘事項》

人件費の算出に当たり、共同事業体3者のうち2者は、消費税が既に含まれている通勤費にさらに消費税率10%を乗じて計算していた。

令和3年度の財政援助団体等監査でも、他の指定管理者で同じ事例があり、意見を付したところであるが、正確な処理が徹底されていない。

所管課は、指定管理者から提出された報告書等の内容を十分精査するとともに、指定管理料が適正に執行されるよう強く指導すべきである。

(3) 事業計画の適切な提出について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は毎年度開始2か月前までに事業計画を作成し、区に提出する旨を定めているが、令和4年度分の事業計画書が令和4年4月1日付けで提出されていた。

業務基準書で提出期限を定めていたにもかかわらず、期限までに事業計画が提出されなかったことは遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した期限までに事業計画が提出されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

2 公益財団法人児童育成協会

【所管部局：麻布地区総合支所】

区は、公益財団法人児童育成協会に対して麻布子ども中高生プラザ管理運営に係る指定管理料として126,728,367円を支出した。

(1) 適切な再委託の協議について《指摘事項》

指定管理者は、運動器具、遊具等に関する保守点検に係る業務について、区と再委託協議をしていたが、再委託業者とは別の事業者名の作業報告書が提出されていた。

再委託が承諾されている業者とは別の業者が業務を履行することはできない。

所管課は、再委託協議が適切に行われるよう指定管理者を指導すべきである。

3 セントラルスポーツ・東急コミュニティー共同事業体

【所管部局：麻布地区総合支所】

区は、セントラルスポーツ・東急コミュニティー共同事業体に対して麻布地区港区立いきいきプラザ管理運営に係る指定管理料として519,593,709円を支出した。

(1) 適切な指定管理料の執行について《指摘事項》

人件費の算出に当たり、消費税相当分が既に含まれている給与手当と法定福利費にさらに消費税率10%を乗じて計算していた。

人件費に係る消費税について、令和3年度の財政援助団体等監査においても、他の指定管理者で同様の事例があり、意見を付したところであるが、正確な処理が徹底されていない。

所管課は、指定管理者から提出された報告書等の内容を十分に精査するとともに、指定管理料が適正に執行されるよう、強く指導すべきである。

(2) 業務の再委託に係る事務処理について《指摘事項》

指定管理者から提出された再委託協議書には、電気設備保守、建築設備保守、緊急対応業務を再委託することが記載されていたが、所管課は承諾書にその記載を漏らしていた。

指定管理者は区の承諾をもって業務を別の事業者にも再委託することが可能であり、再委託協議書に記載のない業務を再委託したことは不適切である。

所管課は、再委託協議書について、内容を十分精査するよう徹底すべきである。

(3) 事業計画の適切な提出について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は毎年度開始2か月前までに事業計画を作成し、区に提出する旨を定めているが、令和4年度分の事業計画書が令和4年3月3日付けで提出されていた。

業務基準書で提出期限を定めていたにもかかわらず、期限までに事業計画が提出されなかったことは遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した期限までに事業計画が提出されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(4) 備品の管理について《意見事項》

業務基準書で備えることとしている管理備品等一覧及び保全物品整理簿に、区が貸与した備品であるキャッシュレス決済機器が記載されて

いなかった。

業務基準書で備品を適切に管理することを定めていたにもかかわらず、備品等一覧及び整理簿が作成されなかったことは遺憾である。

所管課は、当該指定管理に係る業務基準書に基づき、適正な備品の管理に努められたい。

4 アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ

【所管部局：麻布地区総合支所】

区は、アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループに対して狸穴公園等管理運営に係る指定管理料として161,072,000円を支出した。

(1) 適切な指定管理料の執行について《指摘事項》

人件費の算出に当たり、消費税が既に含まれている通勤費にさらに消費税率10%を乗じて計算していた。また、法定福利費（公園分）について、7月から3月までの実績報告は各月とも76,767円であったが、経費報告書及び決算統括表を確認したところ、正しくは65,165円であった。さらに、12月の所長賞与分1,073,400円が、区への実績報告に計上されていなかった。

人件費に係る消費税について、令和3年度の財政援助団体等監査でも、他の指定管理者で同じ事例があり、意見を付したところであるが、適正な処理が徹底されていない。また、実績報告書等の記載内容や添付書類は、指定管理料の清算に係る審査をするため不可欠なものであり、金額の誤りや計上漏れは極めて不適切である。

所管課は、指定管理者に対して、正確な報告書の作成を強く指導すべきである。また、提出された報告書を十分に精査し、指定管理業務の執行及び指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。

5 一般財団法人本所賀川記念館

【所管部局：高輪地区総合支所】

区は、一般財団法人本所賀川記念館に対して高輪子ども中高生プラザ管理運営に係る指定管理料として163,685,775円を支出した。

(1) 事業計画の適切な提出について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は毎年度開始2か月前までに事業計画を作成し、区に提出する旨を定めているが、令和4年度分の事業計画書が令和4年2月28日付けで提出されていた。

業務基準書で提出期限を定めていたにもかかわらず、期限までに事業計画が提出されなかったことは遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した期限までに事業計画が提出されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(2) 業務基準で定めた様式の作成について《意見事項》

区が貸与している備品のうち、業務基準書で備えることとしている保全物品整理簿に記載がなかったものが、冷蔵庫ほか6件あった。

業務基準書で備品を適切に管理することを定めていたにもかかわらず、整理簿が作成されなかったことは遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した様式に沿って文書が適切に作成されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(3) 適切な指定管理料に係る帳簿の作成について《意見事項》

職員人件費について、予算116,428,831円に対し、決算額は111,608,951円であり、残額2,776,920円の返還を受けていた。収支報告書を確認したところ、職員人件費の決算額は、正しくは111,614,951円であり、指定管理者は、残額2,770,920円の返還をすべきところ、6,000円多く返還をしていた。

指定管理料については、指定管理者から提出された報告書を所管課は帳簿により確認していたが、指定管理者が帳簿に記載する金額を誤っており、適正な帳簿が作成されていなかった。

所管課は、指定管理者に対し、適正な事務処理を徹底するよう強く指導されたい。

6 社会福祉法人奉優会

【所管部局：高輪地区総合支所】

区は、社会福祉法人奉優会に対して高輪地区港区立いきいきプラザ管理運営に係る指定管理料として302,009,565円を支出した。

(1) 業務の再委託について《指摘事項》

施設で発生していた汚泥（産業廃棄物）の処理に係る費用は、建物管理業務の一環として指定管理者から再委託先に支出していた。当該産業廃棄物の処理に係るマニフェストを確認したところ、再委託先ではない業者が産業廃棄物の処理をしていたが、指定管理者から区にその協議又は報告がなされていなかった。

再委託が承諾されている業者とは別の業者が業務を履行することはできない。

所管課は、再委託協議に際しては業務の内容を十分に精査し、再委託が適切に行われるよう指定管理者を指導すべきである。

(2) 業務の再委託について《意見事項》

指定管理者が再委託していた介護予防事業講師派遣業務の報告書を確認したところ、契約書で求めていた月次の業務報告書が提出されていなかった。

報告書は、適正に業務が遂行しているかを確認するためのものであるため、定めた時期までに提出させなければならない。

所管課は、指定管理者に対し再委託業務に係る報告書の提出を指導されたい。

7 伝統文化交流館運営共同事業体

【所管部局：芝浦港南地区総合支所】

区は、伝統文化交流館運営共同事業体に対して伝統文化交流館管理運営に係る指定管理料として78,802,754円を支出した。

(1) 自主事業の決裁処理について《指摘事項》

当該指定管理に係る基本協定書では、自主事業を実施する場合は、区に対して業務計画書を提出し事前に承認を受ける旨を定めている。令和4年度港区伝統文化交流館の自主事業については、業務開始日及び協議日が令和4年4月1日であったが、決裁日は6月6日付けであった。

事業は、あらかじめ区と指定管理者との協議により決定するものであり、指定管理者は承認に係る決裁を経て業務を開始しなければならない。

所管課は、自主事業の業務開始日よりも前に協議を整えるよう適正な事務処理を徹底すべきである。

(2) 現金収納事務の規定遵守について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、使用料は区が指定する金融機関に翌営業日に払い込む旨を定めているが、2営業日後に振り込まれたものが3件、3営業日後のものが1件あった。

業務基準書では、収納した使用料は指定する納付書により、区が指定する金融機関に翌営業日に払い込むこととしているが、守られなかったことは遺憾である。

所管課は、収納した使用料の払込みについて、業務基準書の規定の遵守を徹底するよう指定管理者を指導されたい。

(3) 業務基準で定めた各種様式の作成について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、職員に異動があった場合、施設

等管理責任者任命報告書、物品管理責任者任命報告書を作成し区に報告することとしているが、令和3年度に施設等管理責任者及び物品管理責任者である施設長が交代した際に報告がなかった。

業務基準書で報告を求めていたにもかかわらず、各報告書が作成されなかったことは遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した様式に基づき報告書が適切に作成されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

8 港区葬祭業組合

【所管部局：産業・地域振興支援部】

区は、港区葬祭業組合に対して区民斎場やすらぎ会館管理運営に係る指定管理料として32,121,521円を支出した。

(1) 業務の再委託について《指摘事項》

植栽業務について、再委託先ではない業者が業務の一部を実施していた。

再委託が承諾されている業者とは別の業者が業務を履行することはできない。

所管課は、再委託協議に際しては、再々委託が適切に行われるよう指定管理者を指導すべきである。

(2) 植栽の保守管理について《指摘事項》

区が永久占用する都有財産の範囲内にある樹木について、倒木の危険性がある旨、令和4年7月24日及び令和5年1月10日に、所管課は指定管理者から報告を受けていたにもかかわらず、東京都第一建設事務所との調整及び樹木の診断を行う事業者の手配に時間を要し、監査当日である令和5年11月29日においても、対応がなされていなかった。

所管課は、施設設置者としての責任において倒木による事故等の発生予防に努めなければならないところ、危険と診断された樹木の処理を怠っており、極めて不適切である。

指摘された事項については速やかに処理し、施設の安全管理を徹底すべきである。

(3) 事業計画の適切な提出について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は毎年度開始2か月前までに事業計画を作成し、区に提出する旨を定めているが、令和4年度分の事業計画書が令和4年3月31日付けで提出されていた。

業務基準書で提出期限を定めていたにもかかわらず、期限までに事業

計画が提出されなかったことは遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した期限までに事業計画を提出するよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

9 一般社団法人港区観光協会

【所管部局：産業・地域振興支援部】

区は、一般社団法人港区観光協会に対して一般社団法人港区観光協会補助金として35,272,043円を支出した。

(1) 会計の透明性について《指摘事項》

港区補助金等交付規則では、経費の配分及び算出の基礎を記載した申請書を対象団体に提出させることとなっている。しかし、申請書に添付されていた収支予算書は、港区観光協会総会議案の写しであり、観光協会全体の予算が記載されたものであった。

令和2年度の財政援助団体等監査でも同様の意見を付されているにもかかわらず、改善されていないことは極めて不適切である。

所管課は、提出された申請書等については、その内容を十分に精査するとともに、補助金交付団体に対しても、当該補助金等交付規則に基づく適正な事務処理を徹底すべきである。

10 一般財団法人港区国際交流協会補助金

【所管部局：文化芸術事業連携担当】

区は、一般財団法人港区国際交流協会に対して一般財団法人港区国際交流協会補助金として9,251,000円を支出した。

(1) 補助金の年度を超える用途について《指摘事項》

補助金の交付は、交付から額の確定、残額の返還までを一連の処理として同一年度内に行うべきであるが、施行文書を確認したところ、令和4年度分の補助金確定通知書の施行日は年度を超えた令和5年6月2日付けであった。

本補助金は、当該年度に必要な経費を対象とするものであるため、年度を超えた処理はできない。

所管課は、事業者から交付申請書や報告書を受理した際は、年度内に処理を完結するよう事務処理を徹底すべきである。

11 社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会

【所管部局：保健福祉支援部】

区は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会に対して、管理運営に係る指定管理料として南麻布高齢者在宅サービスセンター30,459,353円、特別養護老人ホーム港南の郷に148,411,688円、高齢者在宅サービスセンター港南の郷に17,157,768円、ケアハウス港南の郷に121,676,312円を支出した。

(1) その他経費の執行について《指摘事項》

南麻布高齢者在宅サービスセンターの指定管理料のうち、非清算項目であるその他経費に50,000円の研修費用（旅費を含む。以下同じ。）を区は支出しているが、執行額は360円であった。

その他経費の執行状況について、毎年研修費用として50,000円の指定管理料を区は支出しているが、研修費用としての執行額は、平成30年度が2,990円、令和元年度が4,050円、令和2年度が860円、令和3年度が0円であった。

指定管理料は、清算を要する経費はもとより、清算を要しない経費についても、指定管理者として、実績を確認し適正な予算額を提案しなければならない。

また、所管課は、提案された予算額を十分に精査するとともに、適正な予算執行が行われるよう強く指導すべきである。

(2) 基本協定で定めたアンケートの報告について《意見事項》

特別養護老人ホーム港南の郷の指定管理に係る基本協定書では、アンケート等を実施した際には、その結果及び業務改善の状況について区に報告する旨を定めているが、区に報告されていなかった。

基本協定書で定めているにもかかわらず、アンケート結果の報告がなかったことは遺憾である。

所管課は、基本協定書の内容が確実に実践されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(3) 適切な協定書の締結について《意見事項》

令和4年3月23日付「指定管理者制度の運用見直しに伴う協定書に関する事務手続等への対応について」により、再委託の落差金については、令和4年度の指定管理料から清算不要とするため、同年度の協定書に反映するよう区役所改革担当課長から通知があったが、令和4年4月1日に締結した基本協定書には、再委託の落差金の規定が残ったままであった。

協定書は当事者間で合意した事実・内容を明確にしたものであり、適切に改定されなければ正確な事務が担保できない。

所管課は、運用見直しの通知があった際は、その内容を十分に確認した上で、適切に協定書に反映されたい。

12 医療法人財団百葉の会

【所管部局：保健福祉支援部】

区は、医療法人財団百葉の会に対して台場高齢者在宅サービスセンター管理運営に係る指定管理料として95,645,840円を支出した。

(1) 適切な協定書の締結について「意見事項」

令和4年3月23日付「指定管理者制度の運用見直しに伴う協定書に関する事務手続等への対応について」により、再委託の落差金については、令和4年度の指定管理料から清算不要とするため、同年度の協定書に反映するよう区役所改革担当課長から通知があったが、令和4年4月1日に締結した基本協定書には、再委託の落差金の規定が残ったままであった。

協定書は当事者間で合意した事実・内容を明確にしたものであり、適切に改定されなければ正確な事務が担保できない。

所管課は、運用見直しの通知があった際は、その内容を十分に確認した上で、適切に協定書に反映されたい。

13 特定非営利活動法人ワーカーズコープ

【所管部局：子ども家庭支援部】

区は、特定非営利活動法人ワーカーズコープに対してみなと子育て応援プラザ事業補助金として77,822,000円を支出した。

(1) 補助金の申請手続について「指摘事項」

みなと子育て応援プラザ事業補助金交付要領第5条では、補助金の交付決定を受けたものは、区長に対し四半期ごとに補助金を請求する旨を定めているが、令和4年度は、令和5年1月25日付けで4四半期分(1年分)を一括して請求していた。

交付要領で請求方法を定めているため、団体は遵守しなければならない。四半期ごとに請求しないことは極めて不適切である。

所管課は、当該補助金交付要領に基づき、適正な事務処理を徹底するよう指導すべきである。

14 港区エコみらいプロジェクト

【所管部局：環境リサイクル支援部】

区は、港区エコみらいプロジェクトに対してエコプラザ管理運営に係る指定管理料として74,202,276円を支出した。

(1) 事業計画の変更に基づく協議について《意見事項》

当該指定管理に係る基本協定書では、事業計画書を変更しようとするときは、区と指定管理者が協議の上決定する旨を定めている。計画では職員配置について、非正規職が7名のところ、実績では1名増の8名だったが、指定管理者から区に協議がなされていなかった。

基本協定書では、職員配置について区に協議をすることを定めているにもかかわらず、なされていなかったことは遺憾である。

所管課は、指定管理者に対するモニタリングや指定管理者から提出された事業実績報告書によって、事業の実施状況を明確に把握するとともに、当初予定していた事業計画の実施が困難になった場合には、協定書の規定に基づき、協議を行うよう指導されたい。

15 指定管理者制度運用について

【所管部局：企画経営部】

(1) 指定管理者制度の運用の見直しについて《意見事項》

ア 指定管理者の再委託先の業者が、港区競争入札参加資格登録業者又は港区小規模事業者でないにもかかわらず、所管課が再委託を承認しているものが複数見られた。再委託先について実態を把握し実態に則した指定管理者制度マニュアルの見直しを検討されたい。

また、修繕費について、施設の修理とは言い難い支出が複数見られた。支出する経費が修繕費に当たるかどうか明確に判断できるよう、マニュアルの見直しを検討されたい。

イ マニュアルでは、非清算項目であっても実績が事業計画における見込みを下回ったことによる執行残額は区へ返還としているが、その解釈について、区と指定管理者で見解が分かれ統一的な処理がされていない事例が見られた。非清算項目は返還しないことが原則であるが、主たる事業の目標を達成しない場合のみ返還するといった全庁的に統一された解釈ができるよう、マニュアルの見直しを検討されたい。

ウ 指定管理者から提出された支出報告書について、中身の精査が不十分と思われる経理の誤りが多く見られた。指定管理者の業務や経理が適正に執行されるよう各所管課に対し、指導を徹底されたい。